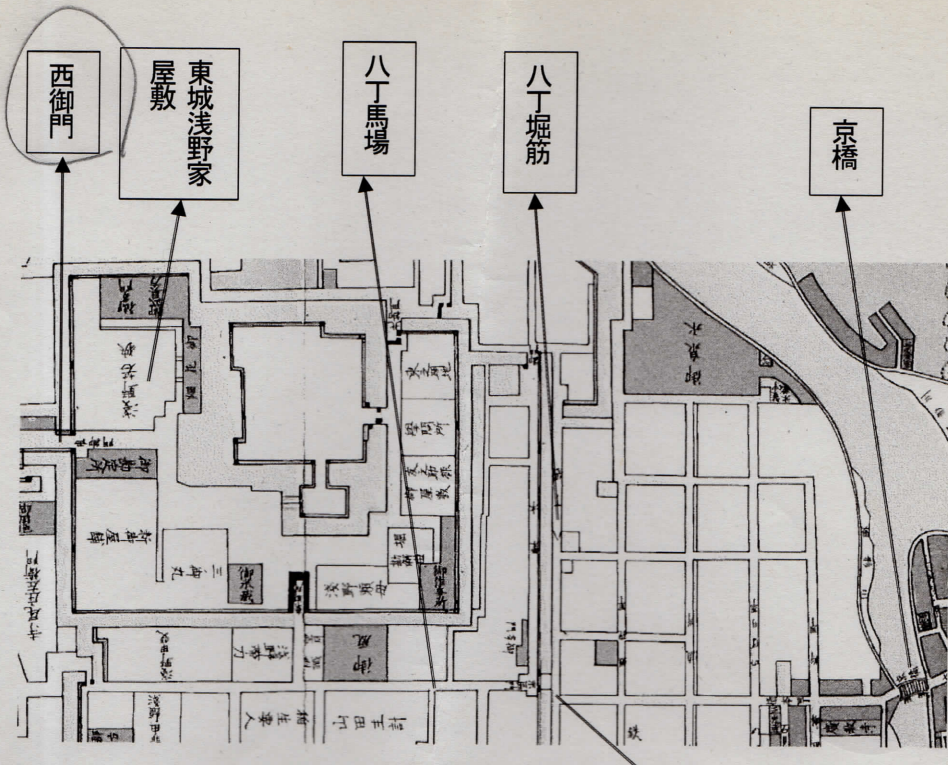


月十八日より藩士の武技を閲覧奨励し、加之時々軽装にて学問所並東の明地に臨場し、講字練兵等親（みづか）ら奨励あり、其六月十八日より十二月に至る武芸を檢閲ありし景況は其概略左の如し

③ 東城浅野家の帰国藩主出迎え場所

（後略）
（芸芸藩志）第六卷



「天明年間の広島城下絵図」『新修広島市史』第五巻の地図

⑧ 村岡浅夫編『広島県方言辞典』
やまぬけ「山抜」名。山腹の土砂が崩れ落ちること。山津波。近世時人伝「舅姑も夫も亡ける後山抜といふことあり、八山ぬけといふは凡山国にある大変に、堺のいづる類なり。大水涌流れ村ざとほるび人死す」。新傾向句集「河東鶴橋」大正二年「山ぬけの水さざら若葉並木なる」因山崩れ。福島県、新潟県中蒲原郡、石川県河北郡、長野県飯田付近、滋賀県高島郡、兵庫県美方郡016（やまのけ）富山県中新川郡016（因山崩れ）

⑩ おおくち「かれい」おおくちかれい「天口鱈」名。魚。ひらめ（命目）の異名。重訂本草綱目啓蒙一四〇。魚。比目魚。略一種ひらめは一名みづがれいといふ。仙台、大口がれい。因（おおくちがれい）大阪

⑪ たてり「立」名。「たてり（立入）」の変化したものが①「たていれ（立入）」に同じ。俳諧「懐千九「蚊柱のたてりを見るやさがり鉄重方」②「たてりあきない（立商）」の略。浮世草子「立身大福帳一四・三「此ごろの好色本共にも、雲売と書てはた商とよませ、化人あだび」と書て立りとよませたり」・浮世草子「商人職人懐日記」一・三「我手前に一俵もなく、両替屋を以て売買する、是をたてりと名附」③立っている姿。姿勢。洒落本「遊客年々考」それよりそる芝居を覚へ相應の役割其身は立者氣（たてものき）になつて、わる身のたてりも能（よ）と誉め。歌舞伎「宿無団七時雨傘」一「マアたてりも好し笑顔が好い。奉公人が氣に入つた、ソレ百兩と渡す」。因①事実と違つていても表向きはそうとしておくこと。たてまえ。病氣のたてりにして欠席する「高知県」②植物、みょうが若荷。但馬

⑨ う「宇」名。①のき。屋根。転じて、家。詩経「幽風」七月「七月在野、八月在宇」②天地四方上下。淮南子「齊俗訓」往古来今謂之宙、四方上下謂之宇。③接尾。建物や屋根、天幕などを数えるのに用いる。延喜式「三・神祇・臨時祭・御巫等選替供神装束、神殿各一字」・延喜式「三〇・大藏省」五月五日節立「七丈堀七字、五丈堀七字、平張二字懸」・延喜式「三四・木工寮」葺檜皮七丈屋一字八葺厚六寸ノ料。海道記「手越より蒲原」僧止住の録、三百余宇の僧房、霞ゆたかなり。因①は會之因余之ウ②ひう「宇音語表」

⑫ おしん「悪心」名。気が悪くなって、吐き気を催しそうになる感じ。これがさらに強まると、胃の内容物を吐き出す嘔吐（おうと）となる。和爾雅「三・七・病名」悪心（ラシン）。鞍台雑話「釈寂室の秘訣「程朱親切の訓（をしへ）を聞ては、嘲笑（あざけり）わらうて頭痛すといふもあり。悪心（ラシン）すといふものありと」

⑬ しかしかと「確確と」副。はつきりとしつかりと。完全に。すつかりしかと。つひに眠る事なければ「中華若木詩抄」上。「汝は一見知るまいが（虎明本狂言・変化）。シカシカト「Kixaxiao」ヨモミガラス。シカシカト「Kixaxiao」聞「ユヌ」日葡辞書」↓しかと

中田祝夫編『古語大辞典』（小学館）

⑧・⑫・⑮『日本国語大辞典』（小学館）



三名ノ帯刀者ハ町巡リ、町方杯ト唱ル役人ニシテ広島市内ニ限リテ出ル、猶今ノ警吏ノ如シ

此一行ハ御先キ乗ト唱ヘテ大名衆広島市御通行ノ際御道案内ニ出ル

鎗印ノミツリハ芸州藩ノ印ナリ

御徒士目附
御手傘御下駄
御床机
御左右
御手巡リ
二人
同

⑬ 広島藩主の参勤行列

7 殿様参勤御行列之図



御供頭
二人

御小姓 御奥詰 十 大御小姓 御掃城御発等ノ
御駕籠 御駕昇八 節ハ御医師一人
同 人 同断尾大小姓一人

○駕

御持鎗 御小道具二人
御傘 御手巡リ二人
御鎗 御小道具二人

御草履取
御手巡リ一人



7 殿様参勤御行列之図

紙本着色 二九・二×一四九六〇
明治二十八年(二八九五) 個人蔵

西国の有力大名である広島藩浅野家の参勤交代時の行列規模は盛大であった。寛文三年(一六六三)第二代藩主浅野光晟の参勤では供人数二千六百六十九人、乗馬九十一疋に上ったとされる。同家の参勤ルートは、大坂までは瀬戸内海航路を用い、大坂から江戸までは陸路をとるのが慣例であったが、その時々事情により東海道・中山道のいずれかがとられた。また、参勤の時期は各大名の所領地や格付けなどによって定められていたが、西国の外様大名は通常四月中の参勤となっており、浅野家の場合も同様であった。延享四年(一七四七)第六代藩主浅野宗恒(一七一七-一七八七)の参勤日程を見ると、二月十五日に広島を出発し、海路にて室津(現兵庫県御津町)に至り上陸、同二十六日に伏見(現京都市)から発駕、美濃路を経て東海道路に入り、三月八日江戸に到着している。

江戸後期になると、西国大名の大坂までのルートは海路ではなく陸路(西国街道)をとることが多くなるとされるが、その背景には難船などの危険性があつたことも指摘されている。宝暦六年(一七五六)十月、瀬戸内海航路を広島へ向かう浅野家「若殿様の御駕籠の者乗組む」船が安芸国竹原沖で賊徒に襲われるという事件が発生しており、この時の状況を記した記録(「近世風聞・耳の垢」)には次のようである。

江戸より罷り帰り候若殿様の御駕籠の者乗組む本川八百屋庄七船、備後船より海賊船付け来たり、蒲刈沖にて八百屋船へ大勢乗り入り、荷物残らず取り候由、その内御駕籠小頭申すやうは、荷物の内に御用書状これ有り候間、これをば戻しけれ候やう申し候と、小頭の荷物は戻し候由、さりながら大小は取られ候由、船の左右に抜身の槍数々出し置き、いづれへも出られぬやうに仕掛け、八十人程乗り移り悉く荷物を取り、尤も乗合の内に長州の町人銀子高持ち居り候者、脇差抜き持ち出合ひ候ども、大勢ゆへ中々及はず、頭をみね打ちに逢ひ散々の体にて銀子も取られ候由、その後追々承り候へば、竹原沖にての事の由(後略)

江戸期の海路には大名の船といえども海賊に襲撃される危険性があつたことがうかがえる。

なお、本図の巻首及び巻尾には次のように記されている。

(巻首) 国守様御参府御掃城等御行列之図、蓋元治慶応ノ頃ヨリ以前ノ図ニシテ外事頻繁ノ代ニ至リテハ其行装大ニ面目ヲ改メシナリ、画工ハ岩国ノ土族春田東太郎トテ七十余歳ノ人ナリ

(巻尾) 乗物供ノ人々ノ同勢ハ主人ノ禄高二応シテ召連ルハ事ナレバ猶増減アルルシ、此地御行列外ノ御供ノ面々荷物ニ要スル国許ヨリノ人夫、猶道中筋ノ村々ヨリ賦役ニ出ル人夫、又ハ例ノ駄馬雲助等夥タシキ者ニ大々名ニ在テハ前々日位ヨリ引テ切テス通行スルナリ
明治廿八年十月十六日 小川清介識

巻首にある「春田東太郎」は、岩国藩の甲冑師春田東二郎正頼(一八二二-一九九)と同一人とみられる。春田正頼は、家業のかたわら和歌をよくし、また画を和田菊治に学んで成書と号した。細密図を好み人物画に長じたとされる。

『江戸時代の街道と旅 西国街道と広島』(広島市郷土資料館)

⑭ 「参勤交代」

- ⑬ 沢 徳三郎……天保9(1838)側詰膳番兼③73A3
 天保13(1842)持弓箭頭/供頭③60A5
 天保14(1843)中小姓頭③47B2
 園徳三衛
 弘化4(1847)騎馬弓箭頭③46A30
 園長辰公へ相勤家筋③218A
 嘉永5(1852)用人③42A27
 安政2(1855)年寄③38B30(外衛)
 園④109A21(外衛忠烈/
 浅野中務懋昭/式部/松岡)

- ⑭ 堀田恂之助……天保5(1834)奥詰③95B3(外記粹)
 天保7(1836)側詰膳番兼③73A2
 天保8(1837)歩行頭③62B10
 天保9(1838)持弓箭頭/供頭③60A2
 弘化2(1845)新組者頭③58A15
 園長政公へ相勤家筋③204A
 嘉永5(1852)大目附③48B24
 嘉永5(1852)用人③42A27
 文久2(1862)用人上席③41B7
 園④21B4(可致)

- ⑮ 森島佐伊記……天保14(1843)側詰次席③74A4
 天保15(1844)持弓箭頭/供頭③60A5
 園長政公へ相勤家筋③203B
 嘉永2(1849)大目附③48B23
 嘉永7(1854)大小姓頭③44B14
 園並寄合上席③233B3
 安政4(1857)番頭③40A18
 園④133B5(勝時, 契瀾)

- ⑯ 堀江太左衛門……嘉永5(1852)中小姓頭③47B5
 嘉永5(1852)騎馬弓箭頭③46B1
 安政2(1855)大小姓頭③44B15
 園丈左衛門
 安政6(1859)用人③42B1
 園用人③231B2
 園用人③110A1, ②54
 (天保14父大進家督)

⑮

前ノ三人ハ町村ノ役人
 拝見ノ人ヲ制シテ
 下座セシム



うぶげ「産毛・生毛」名①(うぶげとも)子供が
 生まれたとき、すでに生えている髪。出生から
 七日目にその風習がある(歴世女裝考)。*榮應秘抄
 二・四句神歌「鳥の子にしもあらねども、うぶげも
 はらで掃れとや」。*運歩色葉「産毛ウブゲ」。*日葡辞
 書「Yube(Ubge)「歌」赤兒のからだに生えている
 毛」。②人間の頬、うなじなどや、植物の若芽、桃の
 実などに生えているくやくわらかな毛。*日葡辞
 書「Yube(Ubge)「歌」二歳または三歳までの幼児
 に生えている毛」。*評判記・秘伝書「下ほんの事」もめ
 んでぬぐいにてうぶげをすりきり。*或る女々島
 武郎「後・二四」暖かい桃の膚のやうに生氣ウブゲ」
 の生えた定子の頬に」。*園園ウブゲ(金巻ウブゲ)「南
 知多」オブゲ「岡山」オブゲ「岐阜・志摩・紀州・和歌山
 界」オブゲ「オンプゲ」(秋田)オボゲ「山形小園」(金巻
 ②)余之園(園園書)

御手巡り三人
 御先箱 同
 御持物 御小道具 二人
 御左右 同
 同 同
 御大小筒 同
 御本 同



⑮~⑲高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

侍	士	一一人
歩	行	組
御	料	理
早	道	等
持	々	筒
大	番	弓
長	柄	の
家	人	下
計		
乗	馬	

時期 四月を交代期とした。
 交通路
 広島から大坂までは海路舟を用い、大坂と江戸間は東海道の陸路を用
 いる場合が多い。およそ二〇日前後を要した。
 江戸屋敷の家臣団構成 未詳
 従者の構成
 寛文三年(一六六三)参勤御供人馬の寄

宿泊地 適宜
 經費
 安永寛政の頃(一七七一〜一八〇二)「抜群相減」じて一七〇貫前後を要
 したとする。
 宝永元年五月、世子吉長が帰国時の道中費用として左表を示す。
 〇出典『事蹟精鑑』三九、五一
 〇出典『玄徳公御代記』卷二

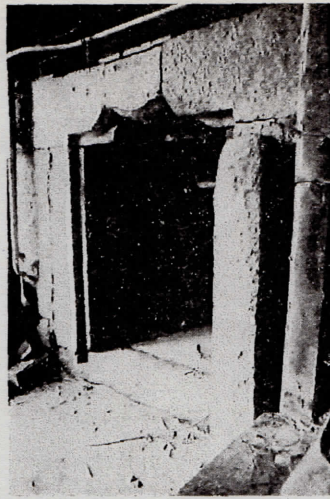
海陸御進物品之代	銀	三三貫六〇五匁
人馬賃	錢	四〇貫六二四、三
御借馬道中旅籠	銀	一貫四一六、七
船川渡賃	銀	三貫三五二
海陸看青物代	銀	三貫一九一、一五
小買物代	銀	一貫五五一、五
道中旅籠賃	銀	五貫二八〇、六
道中宿賃	銀	九六八、三
具服物代	銀	二三貫九七〇、三
小計	銀	一一二貫九五九、六

『藩史大事典』第6巻(雄山閣出版)
 No 2
 〇出典(済美録)「吉長公御代記」卷二
 ・なお、御供連れの家中に対しては、「旅行被下米」の支出があった。
 役付きには増し米が別にあつたが、基本は知行高に準じて左表の通り
 である。



石風呂

温泉による療法とならんで、「石風呂」に入って病気を治すこともさかんに行なわれている。瀬戸内海沿岸には古くから石風呂の分布が知られ、近世期の佐伯郡では、草津村・地御前村・敵島・政波村・黒川村・小方村・阿多田島などに設けられていた。浜辺にほら穴を掘って石をやき海草をしきつめて、その上に海水をうちかける蒸しぶろの一種で、湿疹・眼病・頭痛などに効果があるとされる。草津村の石風呂は由緒が古く、「沙風呂記」によると、「広陵の西南一里半を去りて、草津の浦に沙風呂あり、天和の頃までは猶盛んに其功驗あり、遠近の困々より集い来りぬ」とあって、近世初期にさかんであったが、その後「故あって退転」したという。そして安永のころ再興され、昔日の面影をとりもどして、「ここに來る人ひとりも、其病癒すといふ事なし」と伝えられた。その効驗の原因は、風呂自体もさること



第9図 佐伯郡廿日市町地御前にある石風呂の入口

ながら、ことに土地の佳景にあったという。海づら青き展望に、百船行きかう白帆、能美島・宇品島・敵島等の風情をはじめとして、「かく四季のうつりかわりて、実に氣辭を散じて、回春の徳をそなへたれば、うたがふ事なき靈湯なり」というところであった。このように当時の石風呂は、砂はまだ、あたりの風景を楽しみながら、心静かに入湯することによって、療治するという方法をとっており、今日のヘルスセンター的療法であった。そして、つぎに掲げた草津村西道甫の日記にもみられるごとく、四月頃から九月末までの春夏秋冬の季節に、一週間または二週間ぐらいたずつ、石風呂がたかれ、日頃の労働の合間に身体の回復をはかるのであった。

第12表 西道甫の沙風呂入湯

文久元・4	3	今日ヨリ潮風呂へ入る
	4	潮風呂へ入
	5	潮風呂休
	6	潮風呂休
	7	潮風呂行く
	10	潮風呂休
	11	潮風呂休
	12	有主沙風呂入
	13	有主休、沙風呂行
	14	沙風呂行
	15	沙風呂休
	16	沙風呂行
	17	沙風呂行
5・23	24	持病のため沙風呂止
8・16	26	沙風呂始
	26	石風呂仕舞
文久2・4	3	石風呂始
	4	雨石風呂休
	5~12	石風呂行
	13	石敷メ
9・24	25	蒸風呂行
	26	蒸風呂止メ

ころ、旬余にして「旧痢」が癒ったので、その状況を詩歌にたくしてのべている。

週間または二週間ぐらいたずつ、石風呂がたかれ、日頃の労働の合間に身体の回復をはかるのであった。敵島にも蒸室むしむろというのがある。六、七人がすわれるくらいの洞窟を利用しており、寛政のころ「疾」を治そうとするもの日々十人ずつもあったという。広島島の備家平賀蕉育も試したと

23 嘉永七年の己斐石風呂入治の御供

- (五月三日)「今朝五時揃諸品御礼二付出勤、相濟御武具役所へ出、今日方石風呂江御入治被遊候二付、御役所御断を申、四時過方石風呂へ参、日入頃帰ル」
- (四日)「四時過方石風呂へ行、日入前帰ル、今朝石風呂行掛、辻寺誓願寺へ参」
- (五日)「朝五ツ時麻上着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、(中略)「四時過方石風呂江行、暮頃帰」
- (六日)「例時御武具役所江出勤、四時過方御断を申、石風呂江行、夕日之入前帰宅、今日方出衛様二も為御入治御出被成」
- (七日)「朝素読所会読江出、四時過方石風呂江行、常称廟御祥月二付行掛西向寺へ参、(中略)夕日入前帰ル、今日石風呂二而御捕らせ之小鮮御料理被仰付候由二而頂戴被仰付也」
- (八日)「例時御武具役所へ出勤、四時過方御断を申、己斐村江行、日入頃帰」
- (九日)「朝六丁目御館へ為伺御機嫌罷出ル、但佐藤回リ之処此節雅登・子兩人共日々石風呂へ通ひ候而不便利之義も有之候二付、代り合予罷出ル、例時方己斐村江行、日入頃帰ル」
- (十日)「例時御武具役所出勤、四時過方御断を申石風呂へ行」
- (十一日)「四時過方石風呂へ行、日入頃帰」
- (十二日)「例時御武具役所江出勤、日入頃帰ル」
- (十三日)「朝素読所講釈へ出席、例時方己斐村へ行、々掛松田謙蔵を訪、一昨日岩崎常介頼之藤井左内方之義



21 己斐の石風呂

広島近在に石風呂は多い。曰く己斐、曰く牛田村、曰く丹那、曰く日宇那、曰く地の御前。市内には、明治四十二年に壊された大手町九丁目の石風呂があつた。それは藩政時代には藩公の湯治所であつた。己斐の石風呂は、この地方の古いもので、旧藩時代には、留め湯となつて、藩の重臣が沐したこともあつた。此地、山陽鉄道線開通の爲め旧觀を留めず、また火災にも逢ひ、その位置西に移り、現在の所となつてゐる。僅に残れる入浴心得の木札がある。

定
一 御法度の儀は不及申、御山林に登候事堅無用、並火用心、喧嘩口論鳴物音曲皆無用

忌もの

- 一下かん病 いむ
- 一 てんかん病 いむ
- 一 らいびよう いむ
- 一 昼寝 いむ
- 一 入湯の間ひやき物不食
- 一 入湯の間水ごと手水をいむ
- 一 入湯の間〇〇^{不明} いむ
- 一 酒宴女色 いむ
- 一 入湯後灸針三四刀日 いむ
- 一 御入湯話風呂一人
- 十日一廻りに付十五文
- 一 御留風呂十日一廻り百目
- 但一日に式度入

『佐伯郡医師会史』

一 預り物御断申し上候
一 失物不存

右之通御座候、以上

安永九庚子年

十月 日

萬藤屋平八

当春より御入湯料

現銀御定申候事

藤浪剛一『東西沐浴史話』(昭和19年)
国立国会図書館デジタルコレクション

22 己斐石風呂の心得について

一〇日を一回りとし、療養と治療が目的であることがわかる。ただし、こうした定めを掲げなければならなかつたことは、城下にも近く酒宴などの遊興を持ち込む客がいたのであろう。己斐の影響をうけて周辺の地御前、廿日市、南区仁保、東区牛田などにも石風呂ができたといひ、己斐の石風呂は庶民層に石風呂を普及させる役割を果たしたのである。

『東和町誌 資料編四 石風呂民俗誌
もう一つの入浴文化の系譜』(平成14年)

委細二承候也、其段石風呂之方二而常介へ相咄ス、暮頃帰宅

○(頭書)「十三日、石風呂二而同所植木屋二活花会有之、御一覽二御出被遊、御供仕ル也、宗匠五日市光禪寺也、会者木村喜斎杯催し候由、光禪寺江初而逢ふ也

○(十四日)「例時御武具役所へ出勤、四半時頃石風呂江行、出衛様二者昨日迄日々御入浴被成、御相応被成候二付今日方御止被成候由、御出不被為在也、日入頃帰宅、

○(十五日)「例時方石風呂へ行、今日者山下多八郎殿・松村弥助殿・原田丈太夫殿御見舞二被出、御酒被遣候由二付、御入方内勝手二引取候様被仰出、帰途植木屋辺道遙、暮頃帰宅

○(十六日)「例時御武具役所へ出勤、四時過方御断を申石風呂江行、々掛妙慶院へ参詣致ス、去ル三日方数十四日御入浴被遊、御相心も被遊候之御様子二而、今日御上り風呂被仰出、夕方御休息等被為済候処二而、雅登同様御前江罷出恐悦申上、予等御相伴之御受をも申上ル、予も御蔭二而当年者別而相心之様被考也、日入前帰宅、当年も雅登申値、亭主利三郎へ茶巾餅廿五贈之

(頭書)「十六日、此度石風呂御相伴罷越候面々左之通り也、渡辺雅登、藤川每登、佐藤益之丞、山田多喜登、井口喜久馬、長束茂兵衛、松本良伯、井沢元秀、岩崎常介、小倉甚右衛門、三宅内外、外二御跡風呂願、山川熊賀

(「村上家乗」続編卷之十一)



②4 浅野藩公も愛用した昔のサウナ風呂の元祖！
—己斐石風呂の由来—

昔から己斐石風呂は、藩公〇〇院様御愛用の伝説があり、広島藩士をはじめ一般庶民に愛されたほどの有名な存在であった。今でも己斐新山の山腹に残る「三つの石室」は、往年華かなりし面影を止めている。その己斐名物の石風呂の由来、意義を記しておくことは、後世のために是非必要なことではあるまいか。……

(前略)

◇…石風呂の構造とその方法

浅野氏入国当時の己斐新山は、その山足が今の鉄道線路をずっと越えて旧己斐橋近くまで出ている。海潮はその山足を洗っていた筈である。そしてそこらには海の「藻草」が自然に生えていて、いつでも採取できたにちがいない。幸い新山は金山がほとんど頑丈な岩石山であるから、この山腹に入口の直経約一メートルの穴をあけ、その内側に約六畳の石室を掘り、そしてほぼ同型の石室を三室造った、入口は人間一人ようやくくかがんで出入できるくらいの穴であるが、奥の石室は一人立ちふるまいができる位二メートルの高さに掘ってあるところより、サク岩機のない昔の手掘りでは相当の日数と人手を要したにちがいない。こうした石室を三個造った—ということとは

第一番目、石風呂：熱風呂を好む人のため

第二番目、中央石風呂は温度が中位

第三番目、の石風呂はぬる風呂を好む人

以上三つの石室に、山から松葉をとり集めてきて焚き、焚き終るとその熱灰の上に海からとってきた「藻草」をおく。すると赤い熱灰に冷たい

毎草が混って適当な温度になる。……

客忤(きゃくご)…小児が突然外からの刺激、たとえば大きな物音、知らない人、見慣れない物を見て驚き怯え、顔色が青くなり、軽度の痙攣、水穀下痢・涎沫を吐すなどの症状をあらわす

心下痞硬(しんかひこう)…漢方では、みぞおち部を触診したとき抵抗・圧痛のある状態のこと

②6 第二項 桂山の天神社

1. 所在地 己斐上四丁目茶臼山山上に祠堂のみ残る。
2. 祭神 菅原道真 御神体は己斐中二丁目 本広勇夫氏方に祀られているとのことである。
3. 移転の経緯

桂原天神社はいつの時代からかは解らないが、現在のイトーピアの蛇抜け墓地付近(天神原山)に祀られていた。

寛永元年(17

48)天神社を旭山に分祀し、それ以後、分祀された天神社は、己斐の天神社として江戸及び明治時代、賑わった。(「書出帳」の下平山天神社と思われる。)



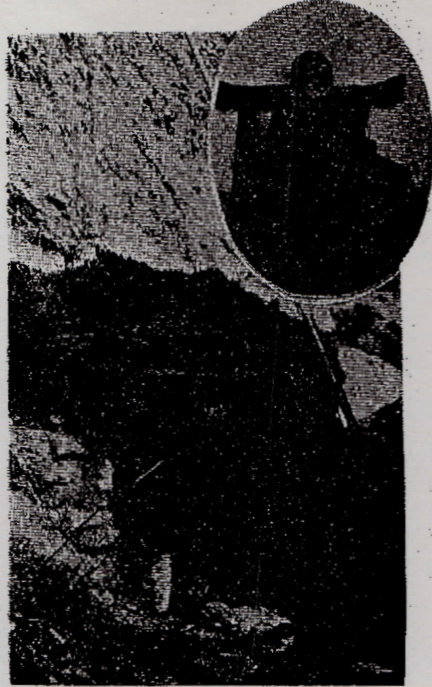
②5 備急丸(びきゅうがん)『東医宝鑑』方剂名。大黄 乾姜 巴豆霜各40。各種の急性または中悪、客忤などにより心下痞硬し、突然刺痛する場合に用いる。

↑『中医・東医・漢方医学辞典』(たにぐち書店)

←『己斐公民館開館 40 周年記念誌』(2019年)

* 写真は「攻城団」のホームページ
(<https://kojodan.jp/castle/552/photo/4132.html>)

創始者「江信」の像



己斐石風呂跡

都築要『広島史話伝説(第三輯) 広島城
下周辺の巻 続己斐の巻』(昭和44年)

は、松葉のもつ神秘的な葉緑素と化学反応を起こして、病人に必要なガスを発生するわけである。
むせるような熱気で発汗作用を起こし、海草、塩分、松葉の混合ガスを鼻から呼吸することにより、温泉に入浴する以上の効果をあらわすような結果となり、病者は癒えた。

(中略)

浅野藩歴代藩公のうち、特別この己斐石風呂を愛好した藩公も多くあって、藩公が御入湯のときなど、当日の打ち合せのために登城しなければならぬことがあって、そのため経営者たる石崎家の代々には、格式ばった諸礼式があり娘でも冠り物をかむって出向いたという伝説さえ残っている。

(後略)



天明八年(1788)天神原山が洪水で山崩れを起こしたので、もとあった天神社は茶臼山山上に近い現在地に移され、地元の人「じょうの天神」

とも呼ぶようになった。

明治四十一年(1908)神社統合令により旭山にあった天神社は取り払われたものと思われる。

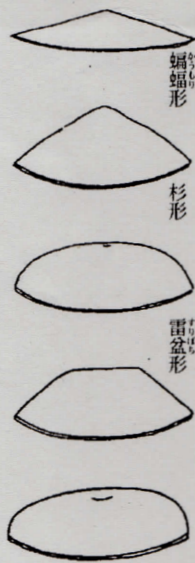
②⑦ 菅笠

一名殿中、一文字菅笠

菅笠は、今世も加賀産を専らとす。一文字笠、士民ともにこれを用ふといへども、武家旅行および行列の時に、士はこれを専用とす。大名旅中、もし歩行の時はこれを用ひ、他を用ふこと稀なり。一文字には、紐必ず白晒し木綿紬紐。笠枕も同品なり。三部ともにしかり。

追考。この図のごときは、殿中と云ふ。一文字形は句陪(句配)なき物なり。

菅笠



今世、三都とも士民旅行には菅笠を用ふ。形、種々あり。あるひは人品に依じてこれを用ひ、あるひは随意これを用ふ。

喜田川守貞『近世風俗誌(守貞謄稿)』

(岩波文庫)



「同日極夕、出水」

丈老尺五寸二至、

出勤無程引落、

終二本丁場二

不至相済也

中、殊ニ御用番ニも有之事故、申值候而雅登老人罷出ル也

○廿日、辛巳、雨、「為伺御機嫌罷出

○廿一日、壬午、朝晴、夕雨、「朝弓術へ出、「例時出勤、

夕八時退、「夕御弓御相手ニ罷出、「喜久藏来、予眼を見合くれる也、

「昨日之雨ニ已斐天神之山抜ケ、下人家二字破壊、四人ほとも

怪我人有之候由也、「藤川方慈君御見舞着来ル

○廿二日、癸未、晴、向晝甚、「麗照院様御祥月忌ニ

付海藏寺江御代參被仰付、相勤、四時過罷帰、御留守中ニ

付御用達中迄相勤候段申上置也、一応帰宅、直ニ出勤、八時頃

退、「太守様今日御帰城被遊

日那樣如例為御迎八丁堀江御出被遊候由也、右ニ付早朝卒与

出勤いたし、其後御代參相勤也、

大御小姓頭

森島佐伊記殿

御騎馬頭

堀江太左衛門殿

太守様御供立殊外御減少、御先備等も無之由、尤当年者

八丁堀御家老様方御目見之御場所ニ而、御例方も

御駕籠御静ニ而、御恐悦等被仰上候御間合も御充分ニ被為在、

御意も是迄ニ不被為在御分明ニ被為在候由、何となく御心持も

被為在候御事哉ニ被伺候与之評也、「西向寺へ平次郎代參申付、

「今朝予御代參方帰掛、西御門萱笠ニ而罷通候処、門番之者

着抜者不相成候由ニ声程申、黙而通ル、夫切之事也、不審也、

「夕又御用向有之、出勤、「夜蒸

○廿三日、甲申、晴或雨、「朝御乘馬江出ル、

「日那樣今日方佐伯郡已妻村石風呂江御入治被遊、昨年迄者

予も御相風呂奉願候得共、当年者其義不仕、雅登も同様也、

「朝御用向ニ而出仕、極夕も亦出、「夕方御用向ニ而福山直衛へ行

謁ス、「夕弓術へ出、「夜雨

○廿四日、乙酉、晴又雨、又晴、蒸氣強、「今朝

御帰城為御欲御登城被遊候ニ付出勤、退、又例時出勤、夕

八時前退、「夕福山直衛来、謁、「極夕出勤、「佐藤与三右衛門

不快少々快、今日方出勤、尤行步者いまた六ヶ敷そう也、

「夕辻清人入来、酒を出ス、於梅帰ル、「西向寺江平次郎為

參也

○廿五日、丙戌、晴、向晝甚、夕雨一過、「今朝六時過より

家小産之催有之、日出過安産、小児者男子也、産者至而

軽く、児も丈夫二見ゆる也、石井後室・田中栄作妻早速来り、万

端預世話也、「右男子出生・血忌之案内、同役兩人江紙面

を以申遣ス也、「無程血忌御構無之ニ付、勝手ニ出勤候様

思召之旨渡辺雅登方紙面到来、御請返書差出、例時出勤、

夕八時前退、「右安産之趣松本良伯へ申遣、留守中来、見合

くれ候由、小兒丈夫二者有之候へとも、胸毒強候故氣を付候様ニ与

申、薬を患候由、家小も腰痛強候ニ付薬を乞候由、「安産

之趣木野・森岡・辻・藤川・水谷江為知遣シ、其外岩崎・小倉江も

為知候也、「渡辺雅登・佐藤益之丞・岩崎常介・石井寿兵衛・

小倉甚右衛門・三宅内外・長喜三天飲入来、尤雅登著御用向を

帶而被来也、「木野方使来、「夜森岡夫婦・辻妹来、弟婦・妹

者直二宿、石井後室・長老室も宿し被呉、榮作妻も宿ス也、

「慈君良御快、今日方者何角之御世話も被成遣也、「夕方

岡本主馬殿方手紙ニ而大口鯉吉尾被患、先達而借用銀

之義取次進候謝之趣也、佐藤・渡辺へ及配分也

○廿六日、丁亥、晴、朝涼、後向暑甚、「今日方於御城

御家中年頭御礼初り候由、

且那樣御登城被遊候ニ付、早朝罷出、「小兒夜前者大小用

共通し少キ方ニ付、今朝松本良伯申遣、昼前來診、何分胸

毒之事与申、薬を致加減くれる、且産髪をも前之方程刺

遣候方可然与申、其通ニいたす也、「辻清人・山田多喜登・渡辺

四郎右衛門・桑原盛藏・大島五兵衛飲入来、木野方使来ル、

被考、森岡弟婦乳

を付呉る也

「矢野源内夫婦昨日早速来ル也、「小兒午後通滞、極夕

小水たつふりと通候由ニ而、其後者一円不通ニ付、夜良伯申遣、

早速来、浣腸等ハ致しくれ候へ共更ニ不応、乍併暗声等

少も不替、胸下苦痛之様子二者無之、良伯者直ニ泊り被呉也

○廿七日、戊子、晴、夜涼、「小兒昨日以来之様子故、今朝

松本玄順を申遣、尤平次郎此間以来夜中く熱発ニ而致難儀

候様子ニ付、岩崎良之進を頼、参呉る也、「今日三ヶ日ニ付小兒名を

命、「午前玄順来、夕迄話、良伯申値種々心配いたし呉、備急

丸等をも用、浣腸も度々致くれ候得共更ニ通し無之、

「御登城ニ付極朝出勤、又例時出勤、九半時退、「西向寺江取

紛、代参も得不申付、「松本良伯今日者終日見合被呉也、「小兒

右之通ニ而何角取紛候ニ付、今晚方月番雅登江頼也、「近隣

彼是与飲・見舞等ニ預候へ共不記

○廿八日、己丑、晴、朝涼、午暑、「小兒夜前も終宵通氣

無之、「朝松本三珠來診、何分六ヶ敷趣ニ申也、良伯者夜前方

「廿六日、小兒今朝乳

を付候処、兎角悪心

之気味有之様子

ニ而睨々不飲、何分

胸下つかへ候方之事与

被考、森岡弟婦乳

を付呉る也

「廿七日、小兒名

他三郎

廿八日

「仏護寺本堂

普請、去ル文政年

中方之事ニ有之処

【頭書】「十九日／お時殿御法名／芳雲詠感大童女／右今度は長安寺へお歛（斂・おさ）め被成候也／

「同日極夕、出水一丈一尺五寸に至る。出勤程無く引き落つ。終に本丁場に至らず相済む也。

○十九日、庚辰、終日雨。時々暴降。「例時出勤。極夕

退出。「夜辻よりお梅来宿。「芳雲殿今晚御葬斂（斂・そうれん）、此の度は

周防様思し召しにて長安寺へお歛め成らる。暮六つ時御出興（しゅつよ）、お病氣建てにて

お寺入り在らせられ候也。其の節お見送りの為め罷り出で候筈なれども、此の節与三右衛門煩い

中、殊に御用番にもこれ有る事故、申し値（あ）い候て雅登一人罷り出る也。

○廿日、辛巳、雨。「御機嫌伺いの為め罷り出る。

○廿一日、壬午、朝晴れ。夕雨。「朝弓術へ出る、「例時出勤、

夕八時退く。「夕お弓御相手に罷り出る。「喜久蔵来る。予眼を見合わせくれる也。

「昨日の雨に己斐天神の山抜け、下人家一字破壊。四人ほども

71頁

怪我人これ有り候由也。「藤川より慈君御見舞い肴来る。

【頭書】「廿二日、御帰城御供の衆左の通り／御用人／ 沢徳三郎殿／ 堀田恂之助殿／大御小姓頭／

森島佐伊記殿／御騎馬頭／ 堀江太左衛門殿

○廿二日、癸未、晴れ。向暑甚し。「麗照院様御祥月忌に

付き海蔵寺へ御代参仰せ付けられ、相勤む。四つ時過ぎ罷り帰る。お留守中に

付き御用達中迄相勤め候段申し上げ置く也。一応帰宅、直ちに出勤、八つ時頃

退く。「太守様今日御帰城遊ばされ、

旦那様例の如くお迎えの為め八丁堀へお出で遊ばされ候由也。右に付き早朝卒と（そつと）

出勤いたし、其の後御代参相勤む也。

太守様お供立て殊の外御減少、お先備え等もこれ無き由。尤も当年は

八町堀御家老様方御目見えのお場所にて、お例よりも

お駕籠お静かにて、御恐悦等仰せ上げられ候お間合も御充分に在らせられ、

御意も是れ迄に在らせられず、御分明に在らせられ候由。何となくお心持ちも

在らせられ候御事やに伺われ候との評也。「西向寺へ平次郎代参申し付ける。

「今朝予御代参より帰り掛け、西御門菅笠にて罷り通り候処、門番の者

着抜けは相成らず候由二声程申す。黙りて通る。夫れ切りの事也。不審也。

「夕又御用向きこれ有り。出勤。「夜蒸す。

○廿三日、甲申、晴れ或いは雨。「朝御乗馬へ出る。

「旦那様今日より佐伯郡己斐村石風呂へ御入治遊ばさる。昨年迄は予も御相風呂願ひ奉り候らえども、当年は其の義仕らず、雅登も同様也。

「朝御用向にて出仕、極夕も亦出る。「夕方御用向きにて福山直衛へ行く。謁す。「夕弓術へ出る。「夜雨。

○廿四日、乙酉、晴れ又雨又晴れ。蒸気強し。「今朝

御帰城お歎びの爲め御登城遊ばされ候に付き出勤。退く。又例時出勤、夕八時前退く。「夕福山直衛来たり、謁す。「極夕出勤。「佐藤与三右衛門不快少々快。今日より出勤、尤も行歩ははまだ難しそう也。

「夕辻清人入来。酒を出す。お梅帰る。「西向寺へ平次郎参らす也。

○廿五日、丙戌、晴れ。向暑甚し。夕雨一過。「今朝六つ時過ぎより

家小産の催しこれ有り。日の出過ぎ安産。小兒は男子也。産は至つて軽く、兒も丈夫に見ゆる也。石井後室・田中榮作妻早速来たり、万

端世話に預かる也。「右男子出生血忌み(ちいみ)の案内、同役兩人へ紙面

73頁

を以て申し遣わす也。「程無く血忌みお構いこれ無きに付き、勝手に出勤候よう

思し召しの旨渡辺雅登より紙面到来。お請け返書差し出す。例時出勤、

夕八つ時前退く。「右安産の趣松本良伯へ申し遣わす。留守中来たり、見合わせくれ候由。小兒丈夫にはこれ有り候らえども、胸毒強く候故気を付け候ようにと

申し、薬を恵み候由。家小も腰痛強く候に付き薬を乞い候由。「安産、

の趣木野・森岡・辻・藤川・水谷へ知らせ遣わし、其の外岩崎・小倉へも

知らせ候也。「渡辺雅登・佐藤益之丞・岩崎常介・石井寿兵衛・

小倉甚右衛門・三宅内外・長喜三太歎び入来。尤も雅登は御用向きを

帯びて来らる也。「木野より使い来たる。「夜森岡夫婦・辻妹来たり、弟婦・妹

は直ちに宿す。石井後室・長老室も宿し呉れらる。榮作妻も宿す也。

「慈君益々快。今日よりは何かとのお世話も成し遣わさる也。「夕方

岡本主馬殿より手紙にて大口蝶(かたい)一尾恵まる。先達て借用銀

の義取り次ぎ進め候謝の趣也。佐藤・渡辺へ配分に及ぶ也。

【頭書】「廿六日、小兒今朝乳を付け候処、とかく悪心(おしん)の気味これ有る様子にて眩々(しか

じか) 飲まず、何分胸下(むなもと) 痞え(つかえ) 候よりの事と考えらる。森岡弟婦乳を付け呉れる也。

○廿六日、丁亥、晴れ。朝涼。後向暑甚し。「今日より御城に於いて御家中年頭お礼初り候由。」

74頁

旦那様御登城遊され候に付き、早朝罷り出る。「小兒夜前は大小用共通じ少なき方に付き、今朝松本良伯申し遣わし、昼前来診。何分胸毒(きょうどく)の事と申し、薬を加減致しくれる。且つ産髪(うぶがみ)をも前の方程剃り

遣わし候方然るべしと申し、其の通りにいたす也。「辻清人・山田多喜登・渡辺四郎右衛門・桑原盛蔵・大島五兵衛歎入来。木野より使い来たる。

「矢野源内夫婦昨日早速来たる也。「小兒午後通じ滞り、極夕

小水たつぷりと通じ候のみにて、其の後は一円不通に付き、夜良伯申し遣わす。

早速来たる。浣腸等は致しくれ候らえども更に応じず。併(しか)し乍(なが)ら啼声等少しも替わらず、胸下苦痛の様子にはこれ無し。良伯は直ちに泊り呉れらる也。

【頭書】「廿七日、小兒名／他三郎

○廿七日、戊子、晴れ、夜涼し。「小兒昨日以来の様子故、今朝

松本玄順を申し遣わす。尤も平次郎此の間以来夜中熱発にて難儀致し

候様子に付き、岩崎良之進を頼む。参り呉れる也。「今日三ヶ日に付き小兒名を命ず。「午前玄順来たり、夕迄語る。良伯申し値い種々心配いたし呉れ、備急

丸(びきゅうがん)等をも用い、浣腸も度々致しくれ候らえども更に通じこれ無し。

「御登城に付き極朝出勤、又例時出勤、九つ半時退く。「西向寺へ取り

75頁

紛れ、代参も申し付けず。「松本良伯今日は終日見合わせ呉れらる也。「小兒

右の通りにて何かと取り紛れ候に付き、今晚より月番雅登へ頼む也。「近隣

彼是と歎び・見舞い等に預り候らえども記さず。

B4合

令和二年十一月例会資料(十月分後追)

村上家乗安政二年五月九日〜五月十八日

一、先月の活字読みの確認点

(今月の範囲、紙面の都合で解説文につけ足していた十九日)

五月十九日2行目『芳雲殿今晚御葬斂』、同日3行目『長安寺江御斂被成』

同日頭書『長安寺江御斂被成』傍線部は「斂」

(これは本来「斂」と書くべきところ)「斂」と毎回書いており、慣用的誤用と思われる。既刊の資料集の例に習い「斂」とする。

角川漢和辞典

斂||レン..(死者を) おさめる..引き締める収斂

斂||カン..おもろ・ねがう(くずし字用例辞典では誤字となっている)

二、指摘・意見・質問・他

① 当会で言う(私だけ?)右の慣用的誤用(一般的用語ではありません)とは、

「瀉」を「瀉」、「陣」を「陣」、「繰」を「繰」、「撤」を「撤」、「縁」を「縁」等々と今日では誤用と思われる文字を常用して書く事

右の内「陳」は陣の意あり、「徹」も除去するの意あり、「御先陳被為蒙」

「始徹蚊帳」と資料集に原文其儘を用いています。

又、「椽」は(たるき)ですが、「紅葉之間御椽側」等と其儘用いています。

他の字は古文書を読まない人の誤解を避ける為、資料集では左の如く直しています。

(原文) ↓ (資料集)

「船着字品瀉魚籬外二浮居」↓「船着字品瀉魚籬外二浮居」(文久元年)等

「種々御差操を以」↓「種々御差繰を以」(類出)等

「完戸」と書いて(ししど)と読む苗字が有ります。以前読んだ広島獨家内に出て来ましたが、これ等も「完」と「完」の崩しが似ていることから誤用が定着してしまつたものでしょう。『完(完カ)』とした様に思います。

② 十七日三行目『不出来』

不出来..ふでき..ふでかし (日本国語大辞典)

1. 出来の悪いことや出来上がっていないこと。又、そのさま。

2. 病気のぐあいがよくないこと。また、そのさま。

3. 取引市場で、売買取引の成立しないこと。又、取引高の少ないこと。

家乗では、参考資料で御示しの通り、危篤状態の時に使われています。

③ 参考資料15 御材木場水尺木図

右の図に於いて水の高さで溢れる場所が違うのは、城側の堤防を高く

することで、洪水の際に対岸に越流

させる「水越の策」による。

(winbering.jp・下図も)

(昨年7月例会資料参)

下の赤い線が堤防を高くした範囲。城

の上流対岸(長束・大芝辺)に順次溢

れさせ、城を守る様にしていた。

●が量水標(水尺木) 設置場所

三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

● 入会 今井恵子・植木義孝・沖田典之・尾崎征生・国光敏夫・

島田浩司・島田てる江・永岡ユキ子・本永鈴枝・山下智美・藤本早苗

以上十一名の方が今回入会されました。宜しくお願い致します。

● 退会 B6班 村上 定さんが八月に亡くなられました。八十九

歳でした。ご冥福をお祈りいたします。

B7班 吉本 総さんが十月を以て退会されました。

◆ 次例会は十二月十九日(第三土曜日)午後一時半

於第二・第一研修室です。第二研修室白板を前とします。

会場当番は、

班及びB8班です。

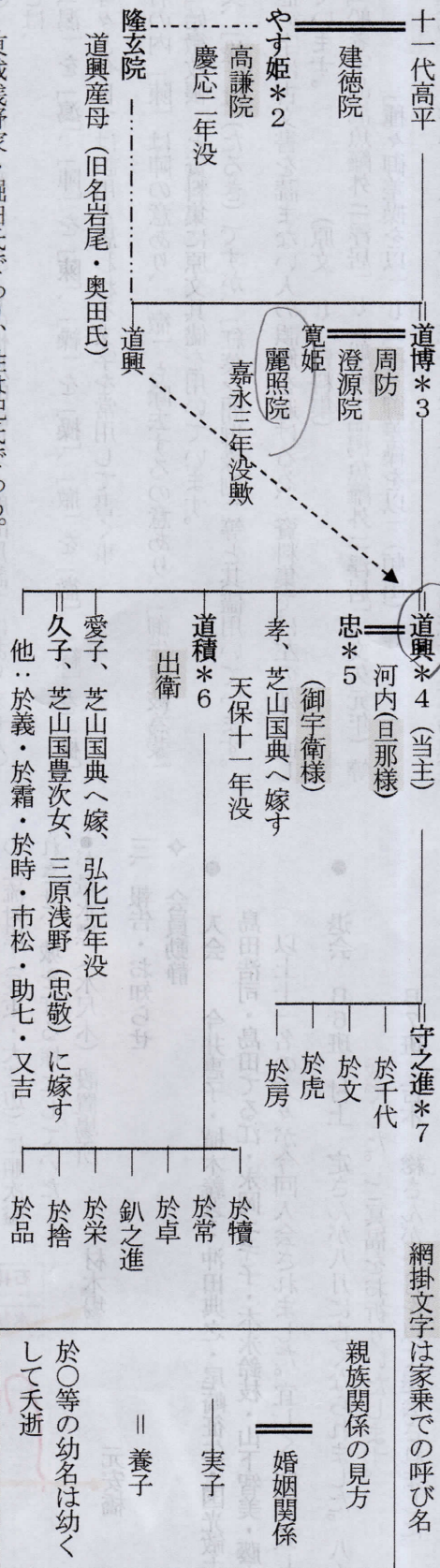


城の周りの堤防を高くした範囲 ● 量水標設置場所

東城淺野家系譜*1

(青山内証分家と)

(宮川藩堀田氏と)



(1855)

太字は安政2年当時存命者
網掛文字は家乗での呼び名

- *1 東城淺野家：堀田氏であり、姓は紀氏である。
- *2 やす姫：錦小路頼理（忠）の娘、頼易（忠）の妹。丹波家医道。
- *3 道博 (1796-1860)：宮川藩堀田正毅の庶子真野亮之助。寛政八年 1796 生まれ、文化十一年養子、文化十二年相続、万延元年五月没六十六歳(家乗では六十八歳?)。初め高博、字子升、のち道博・字子厚、嘉永元年隠居、法名澄源院。嘉永三年より六丁目屋敷に住む。
- *4 道興 (1815-1884)：高平の長男。文化十二年 1815 生まれ、嘉永元年相続。大炊・豊後を名乗り元治元年改名して河内を名乗る。
- *5 忠 (1818-1912)：家老上田家上田安節長女、文政元年 1818 生。村上家乗にて御宇衛様と呼ばれる。
- *6 道積 (1818-1860)：道博公妾腹、文政元年 1818 生、万延元年八月 1860 没四十三才。法名建仁院。字君修。出衛様と呼ばれる。家老屋敷北部屋に住む。
- *7 守之進 (1855-1938)：懋績の子。関家を継ぎ、慶心二年東城淺野家に養子に入る。

旧第2グループ会員河内氏作成の家乗系譜から東城淺野家部分を抜き出し再編してみました。先生の参考資料や資料集の注にも書いてある事ばかりですが、一覽にすると、やつと分かった気がします。

●旦那様(道興)の産母は隆玄院。高謙院様ではない。父は高平。

●周防様は同じ堀田氏(宮川藩)から道興生誕一年前に養子として来た。

以下疑問

●出衛様は周防様の子。道興の三歳下。正室はいない。子供は全て御側女の子である。所謂部屋住みだからか?

●道興の産母(妾・老女?)であっても「隆玄院」と「様」が付かない。

●女中扱い? (とは言え東城淺野家は安政五年隆玄院生前に養女、死後に養子を迎えさせ出自の奥田家を相続させた。) (通常、妾は系譜に書き加えられていない。) (ここでは関係を示す為に入れた。)

令和2年12月25日

会員各位

古文書解読同好会
幹事 吉原 寛

古文書解読同好会 12月例会中止に伴う今後の対応のお知らせ

師走の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、11月の例会の再開もつかの間の喜びに終わり、広島市を中心とするコロナ感染者の激増により、広島市が公の施設の休館を打ち出したことから、県の公の施設は休館にならない中ではありますが、今は引くときとの判断から、大事をとって12月例会の中止を決定しました。

県はコロナ急拡大は飲食を伴う会食がクラスター発生の主因で、通常の会議ではクラスター発生は見受けられないとして、会場の貸し出しは規制しておりません。

県情報プラザ内で働く広島市在住の職員1人が新型コロナウイルスに23日に感染したと発表した件では、同日、プラザ内の多目的ホールなど一部の施設の利用を休止しました。感染した職員は、先に感染が判明した同居家族の濃厚接触者となり、21日にPCR検査を受けて22日に陽性と分かったものです。利用者たちに直接対応する業務ではなく、19日以降は出勤していないとのこと。同じフロアにいた25人を在宅勤務にしたため、プラザの施設である地下2階の多目的ホールと2階の研修室、会議室、視聴覚研修室の利用を休止しました。29日から来月4日まではもともと年末年始の休館日で、再開は5日とされています。

現在は、東京型のコロナウイルスが地方都市へ広がり、地方都市では点から面へ感染拡大を続けております。PCR検査数が増えない中、無症状の感染者が増大し、感染者が、市中を多数徘徊している状態といえましょう。

このような状況を打破しようと、政府においては、地方自治体と協力して飲食を伴う店舗の営業時間の短縮を呼びかけるとともに、「ゴーツーツーキャンペーン」を一部都市で中止し、「勝負の3週間」としてきましたが、大規模な忘年会等の取りやめを呼びかけた首相自身が大規模な忘年会のはしごをしていることなどが判明し、その意は伝わらず感染者は増加する一方でした。「勝負の3週間」は失敗に終わりました。

そこで政府は、年末・年始の「ゴーツーツーキャンペーン」の全国一律の中止、忘年会や里帰りの自粛など、人と人の接触機会を減らすようさらに国民に呼びかけております。

1月11日が過ぎた段階で、効果の検証が行われ、政府が、その後の対処方針を示し、広島市や広島県の対処方針も追々示されるものと思います。例会の再開は、役員会において、これらの動静を注意深く検討し、例会の再開の判断を行いたいと思います。

従って、12月例会中止を受けて、当面、従来のインターネット等を活用した資料配布による自宅学習に戻ることとし、例会を再開する場合は、改めてご連絡することとします。

今回の広島県におけるコロナ禍の中で、文書館においても在宅勤務を増やすなどの方針により、西村先生の準備活動にも大きな支障が出ておる中、先生の折角のご努力により、この度、諸配布資料の準備ができました。インターネット等により班長等経由で会員の皆様にお届けします。

皆様には、健康に留意され、古文書解読活動に精進されるようお願いしながら、二度目の再開の日を迎えられますことを願いつつ、今後の対応のお知らせとさせていただきます。

安政二年「村上家乗」参考資料(令和2・12) 17

◎五月廿八日

◇終宵(しゅうしよ)……日暮れから夜明けまで。一晚中

◇啼(なく)の同訓異義漢字……「啼」は、

獣のようにけたたましく、わんわんと声を上げて泣いている状態。

◇三宅春齡……参考資料15に既出

◇帷子(かたびら)……夏に着る、麻・木綿・絹などで作ったひとえもの。

◇紅絹(もみぎぬ)……べに色の絹。「紅」は「もみ」と読む。

◇仏護寺本堂普請……

*仏護寺の本堂普請は文久二年に完成しました。「村上家乗」によると……

○(文久二年三月十五日頭書)「仏護寺本堂積年半造作二而、所詮皆出来二不至、彼是四十年余を経候所、近々親鸞上人之遠忌三托し勸進有之、一同寄附を競候事二成、漸工を竣候次第第二運候付、既二今日棟場有之、成群集候由也

なく(同訓異義漢字)

【泣】なき、涙をこぼす。「史・項羽紀」左

右皆泣、莫能仰視」

【哭】く、大声をあげて悲しみなく、死を悼むのによく用いられる。「礼・檀弓下」

「有婦人哭於墓者而哀」

【啼】てい、声をあげて悲しみなく、人鳥獸を通じていう。「なる」の意には使われない。「啼鳥」は、悲しみなく意味ではないが、声をあげることについていう。「漢・孝成趙皇后伝」從牀上自投地、啼泣不肯食」

【鳴】めい、鳥獸がなく、転じて、声や音を出すことをひろくいい、「なる」とも読む。また、名前が世上になり響く。

『角川大辞源』

○(廿四日)「千代雄榎午後仏護寺御遠忌群参見物二参、殊之外人混し、水茶屋見物事等賑敷事之由、西向寺へも同人為参也

○(廿六日)午後為親御機嫌出、夫千代雄榎を連西辺へ逍遙、茶白山へ登、夕陽頃帰ル、仏護寺御遠忌参、街上絡繹たり、近頃之御振合二而下賤之婦人も領袖・裾除等皆絹類を装候様子也、中白屋之芝居小屋も余程大造二見ゆる也

「村上家乗」続編卷十九(文久二年)

* 文久二年(一八六二)三月十九日から二十八日まで、同寺では親鸞の六百回遠忌が執行され、領内だけでなく近国からも参詣人を集め、大賑いとなったことがわかります。しかしなぜ完成まで四十年以上を要したのでしょうか。

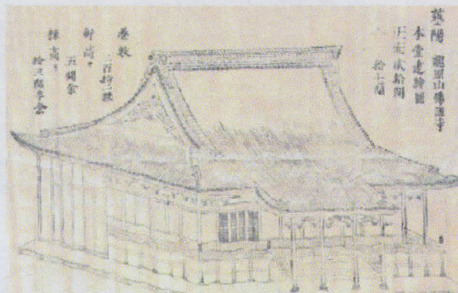
②は木版刷りの仏護寺本堂絵図で、領内の割庄屋などを勤めた家に残されています。恐らく寄付を集めるために配られた計画図と思われる。③によれば

文政十一年(一八二八)には既に仏護寺本堂再建は開始され、吉川村では一五の講中から二七四匁余の「志」(寄附)が集められました。ただ吉川村でも三月に納入されたのは四二匁余で、残りも暮れに取り立て納入することになっています。安芸門徒と呼ばれる信心深い人たちも、仏護寺だからと言って多額の寄付に応じる経済的余裕はありませんでした。

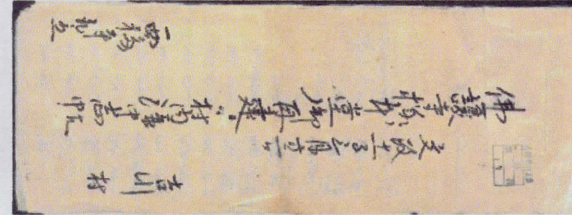
付に

① 仏護寺 ぶつごじ 広島市中区寺町の本願寺広島別院(浄土真宗本願寺派)の前身。もともと、安芸国守護職武田氏の一族原田政信が出家し、正信と名乗って甲斐国(山梨県)で天台宗仏護庵を開基したのが起源と伝えられる。正信は武田氏に招かれて安芸の中山村(広島市東区中山町)に庵を結んでいたが、1459年(長祿3)に武田氏の領山城のある武田山の東ろくに位置する龍原(安佐南区祇園町北下安撰)に仏護寺と、その門前左右に6坊ずつ、計12坊を建てたという。1496年(明応5)2世円誓(正信のおい)の夢まくらに浄土真宗の開祖親鸞が現れ、天台宗から真宗へ改宗したとの伝説は、次第に安芸地方に真宗門徒の勢力の胎動を裏づけるものと解釈されよう。武田氏が滅びた1541年(天文10)、3世超順は中山村に隠退したが、毛利元就によって旧地龍原に堂舎を再建し、掃住を許された。以後、毛利元就、輝元との関係を強め、安芸門徒の中心的存在になり、石山合戦は連合して織田信長と戦う。輝元の広島開府とともに、その西郊の小河内(西区打越町)に移転したが、福島正則が広島城主になって現在地に再移転させられた。寺町においては、藩の真宗寺院統制の核に位置づけられ、円龍寺など12坊と紛争、経済的基盤が弱まって藩の経済的援助を受けた。しかし、江戸後期の三業惑乱では、13世因順は安芸門徒の頭目としての役割をなした。明治維新後は、末寺がそれぞれ本山の直轄となったため、仏護寺は1875年(明治8)、本山によって寺務を代行され、1904年(明治37)に別格別院仏護寺、1908年(明治41)に本願寺広島別院と改称した。1945年(昭和20)の原爆で古い建物はすべて焼けたが、1964年(昭和39)鉄筋コンクリートの合掌造りの新本堂が再建された。東区中山町に仏護寺の歴代住職の墓がある。→仏護寺十二坊の紛議

『広島県大百科事典』(中国新聞社)



「芸陽龍原山仏護寺本堂建絵図」(賀茂郡吉川村・竹内家文書、198801-6306)



文政11年3月「仏護寺本堂御再建二付村内講中志帖」(竹内家文書、198801-6253)

この頃、仏護寺への鉢米納入状態不良につき、郡役人は各村役人に調査を命じる。また、同寺本堂建て換えへの門徒の過大な寄付を阻止させる

『復刻版 安芸門徒』関係年表 (中国新聞社)

* ④の出典は不明ですが、広島藩は仏護寺への多額の寄付を禁止しています。農民の疲弊を防ぐ目的ですが、経済が破綻していた広島藩では当時厳しい節儉令を継続中であり、仏護寺へ寄附するくらいなら藩へ献金してほしかったことでしょう。

また、嘉永二年には⑤のような触書を発しています。

⑤ 八六 仏護寺入用金につき上下銀借用を禁ずる触書

吉川・竹内家「御紙面類写」(嘉永二)

態申遣ス

公料上下銀取引停止之趣者、安永年中度々触示候趣者定而手堅相守候義ニ可有之候へ共、方角ニ寄心得違之ものも有之哉ニ相聞候ニ付、当春手附を相示させ、弥以猥成義者有之間敷、然ル処此節当町仏護寺入用金上下の借入之趣専申立、世話方誘立候族郡内へ入込候哉ニ相聞、右証文等御勘定所裏印有之杯申立候義と相聞候へ共、偽事ニ而左様之義決而無之、自然右等之もの罷越誘合候義も有之候へ、証文写取其もの捕留置即刻註進可致、万一世話ニ携候もの有之候へ、糺之上申付方有之候条、此旨相心得組合村々急々相示可申もの也

西九月廿七日

賀茂郡

御役処

割庄屋頭取

割庄屋 九人

同々格

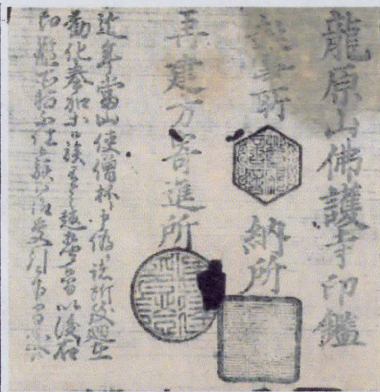
『広島県史』近世資料編

* ⑤の傍線部を読み下すと次の通りです

「然る処此の節(嘉永二年)当町仏護寺入用金上下より借り入れの趣専ら申し立て、世話方誘い立て候族(やから)郡内へ入り込み候やに相聞こえ、右証文等

お勘定所裏印これ有るなど申し立て候義と相聞こえ候らえども、偽り事にて左様(さよう)の義決してこれ無く、自然右等の者罷り越し誘い合ひ候義もこれ有り候らわば証文写し取り其の者捕え留め置き即刻註進致すべし

* 現代では高齢者を狙った振込詐欺が問題となっていますが、この時代にも仏護寺という「安芸門徒の頭目」の使僧を装って、藩の勘定所が保証しているという裏印があると偽り、本堂普請入用のためと称して郡内に入り込み、金を集めて回る詐欺師がいたことがわかります。その対策として仏護寺では⑥のような刷り物を本物の使僧に持参させることにしました。⑦は「再建方寄進所」の朱印が捺印された本堂再建寄進金の受取書です(⑥と同じ印があります)。



「龍原山仏護寺印鑑」(佐伯郡虫所山村・品川家文書, 201618-10) ⑦

龍原山仏護寺印鑑
執事所 納所
再建方寄進所
近年当山使僧下申偽り諸所致廻在
勸化奉加候族有之趣相聞候間、以後右
印鑑所持不仕候族へ御受引被下間敷候



「仏護寺本堂再建寄進銀受取状」(尾道町・橋本家文書, 198806-2205-3)

⑧
一金巻歩
仏護寺本堂再建
寄進銀請取候処如件
卯五月
秋田儀右衛門
繩屋七兵衛
増田屋保右衛門
橋本吉兵衛様

◎五月廿九日

◇陽脱(ようだつ)……辞書にありませんが、意識がなくなることをだと思われれます。

◇絶續(ぜつこう)……辞書にはありません。

「續」は訓で「わた」と読みます。

【属續(じゆく)】……人の死に際し、死にかかった人の口や鼻の上に新しい綿を置いて、かすかな息の有無を確かめたとらからいう。續は、わた。(儀・既夕)「属續以俟絶氣二圍」

『大漢和辞典』(大修館書店)

*「属續」が死に際ですから、「絶續」は臨終のことかと思われれます。

◇天哉命乎(天かな命かな)……漢文の読み方に疎いのでこの読みで正しいか自信がありません。

*彦右衛門の父星右衛門も、初孫の正介が天保十五年七月廿六日に三歳で死去した時

「嗚呼天哉命乎」と歎いています。それを受けたのか否かわかりませんが彦右衛門も

同様に、長女松濃、三男他三郎、次男幾三郎、四男千代雄、隠居浅野周防、浅野出衛、弟森岡万之進(嗚呼哀哉)が死去し

た時ほぼ同様の歎きを「村上家乗」に書き残しています。

◇三日遠慮……近親者が死没した際の服喪・忌期間は幕府が定めた「服忌令」に従っています。幾三郎の場合は水子であることを考慮して三日とされたものと思われれます。松濃が亡くなった時も女子という理由で三日でした。

元文元年令の服忌規定

服喪期間	忌期間	親族の範囲
一三ヵ月	五〇日	父母・離別の父母・養父母(遺跡相続・分地配当があった場合)・祖父・祖母・孫が承継した場合
一三ヵ月	三〇日	夫
一五〇日	三〇日	養父母・遺跡相続のない場合・夫の父母・父方の祖父・父母
九〇日	二〇日	妻・嫡子・養子(嫡子と定められた場合)・母方の祖父・父方の曾祖父・父方の伯叔父・兄弟姉妹・嫡孫(承継した場合)
三〇日	一〇日	嫡母・継父母・末子・養子(遺跡相続しない場合)・異父兄弟姉妹・嫡孫(承継しない場合)・母方の伯叔父・父方の高祖父母・末孫・息子の曾孫・玄孫・従父兄弟姉妹・甥姪
七日	三日	

◇納所(なつしよ)……寺院で施物・金銭・年貢などの出納事務を執る所。また、その役職やその事務を執る役僧。

◇秀山智英童子……彦右衛門の長男正介の法名。天保十五年(一八四四)七月二十四日に三歳で死去。

◇御門……東城浅野家及び村上家のある広島城三の丸から西の丸へ出る西門のこと。

◇不浄門(ふじようもん)……城や屋敷などで、人糞・死者・罪人などを運び出すため裏手の方に設けた門。

◇貞乗童女・貞玄童女……いずれも村上家四代勇蔵の水児

○(享和三年閏正月廿日)留守家小急病之由二而呼二差越也、臨産之様子之由遣申、急き帰也(中略)

出産者女子、死体也、尊母は予未帰前呼二遣し来居候也(後略)

(廿二日頭書)寺納物/四匁三分 御経銭/銀壹両/壹匁 家来へ/右之外寺納物なし/覚/一経銭 銀壹封/一銀壹匁 御家来へ/右之通宜奉頼候、以上/閏正月廿一日 田中徳蔵/西向寺御納所/法名/貞乗童女/墓ハ松之助秋月墓ニ合葬也/柩は桶也、白紙嚙をかける也/四花/小幡燭六本添ル/末香 瓦器/日雇兩人/壹匁ツ、挑灯持/仮門持

「村上家乗」巻二十七・享和三年春

○(文化元年九月十七日)帰候処家小気分悪敷、閉塞之気味有之候得共はや開候由二而平臥也、前庵を招き治を乞、追々懸り合居候而宜、しかし小産二とも相成哉と前庵申候故、則尊母を招也(中略)

臨月者極月也、□(虫損)月七ヶ月也、有形体、女子也

〔十八日頭書〕寺納物／四匁三分 経銭／銀壹兩／壹匁 家来へ／右之外寺納物なし／覚／一御経銭 銀壹兩／一銀壹匁 御家来へ／右之通宜奉頼候以上／九月十八日 内田為次／西向寺御納所／法名／貞玄童女／墳ハ松之助秋月 墓ニ合せ葬也／柩ハ胞衣桶也、白紙幟を懸ル／四花／小蠟燭六本添／末香 瓦器／日履老人／壹匁

〔村上家乗〕卷二十八・文化元年秋
*他三郎の寺納物・葬儀の供列はこの勇藏の水見の例に倣ったといふことですが、五十年を経過しているので、あまり参考にはならなかったのでは？

◇御家司中：…上司の家司役渡辺宗右衛門は高謙院に付き添い上京中のため留守。
◇二七日（ふたなのか）：…仏教では没後七日に法事を営み、亡くなった人を供養する。これを「中陰の七仏事」とし、初七日、二七日（ふたなのか）、三七日（みなのか）、四七日（よなのか）と続き、七七日（ななののか）に当たる没後四十九日を以て忌明けとなる。

◇作善（させん）：…仏語。善根を積むこと。造仏、堂塔の建立、仏事供養を営むなど、いっさいの善事をなすこと。
◇卒都婆（そとば）：…梵語の stupa（ストウーパ）の音写。元来は仏舎利などを納めた土饅頭型の墓であるが、後に中国や日本では塔という独特な建築様式を持った建造物として建築されるようになった。現在では塔と區別され、死者の追善供養のために墓地に建てられる、上部を五輪塔に模した細長い板（板塔婆）のことを一般に卒都婆という。卒都婆に記入される文や書式は宗派によって異なるが、一般に梵字・経文・戒名など

が書かれる。『日本宗教事典』（弘文堂）なお、浄土真宗には卒都婆はない。

◇七本塔婆：…葬儀の際、七本の小型板塔婆（卒都婆）を用意し、墓の周囲に全部を立て、七日ごとに一本ずつ倒したり、逆に一本ずつ立てる場合がある。前者は死霊の封鎖、後者は供養に重点を置いてのことであろう。

『日本民俗大辞典』（吉川弘文館）の「卒塔婆」から
◇白張釣燈（しらはりちようちん）：…油をひいてないただの白紙を張っただけで、紋を書かない提燈。ふつう、葬礼に用いる。

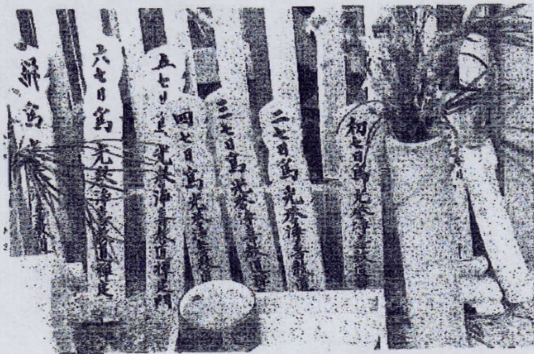
◇色掛け棺：…棺を安置する際に色鮮やかな布を掛ける。宗派により違いがあるが、棺掛けとは寺の住職が身につける袈裟に見立て、故人は仏の弟子となり極楽浄土へ旅立つ。

◇仮門：…出棺時に棺や葬列がくぐって出るための仮りに設置された門。喪家の縁側などに設置し棺をくぐらせたりする地域や、仮門役を設けて棺を自宅でくぐらせた後、仮門役が葬列を追い越してまた墓地の入り口でくぐらせて、仮門と一緒に埋葬するという地域もある。こうしたことから仮門は、他界との境界であり、二度と死者が戻ってこれないようにするためのものと解釈されてきた。材料は竹やカヤ・桑などで、形態もきわめて簡単だが、三本で門型にしたものや、二本の竹を上部で交差したものなど一様ではない。

『日本民俗大辞典』（吉川弘文館）
◇惣容（総容）：…そこに居合わせる人々のすべて。一座の人々。皆々。御一同。

◎六月朔日

◇七夜：…生後七日目に行われる祝い。オヒチャ、ヒトシチャ、ナツケシチャなどともいう。（中略）生児に名前をつけ、産婆や親戚を招いてナビラキ、ナビロメの祝いをするところが多い。名前をつけることにより、生児は一人の人格のある人間として認められた。一方、七夜をアラビアキ、アカビアケなどともいい、早いところでは産婦の第一段階の忌明けの日と考えられ、産婦の床上げをするところもあった。（中略）これ以後、産婦は家族のもとと食事を一緒に



七日ごとに押し立てる七本塔婆（奈良市）

『日本民俗大辞典』（吉川弘文館）

することができた。(中略)産婦とともに生児の忌みも一段階晴れるので、産婆や祖母が生児を抱いて籠神・水神・便所神などにお参りをするところもみられる。この機会が生児の初外出となる。七夜で産婆の手伝いも最後となるので、膳を整えてもてなし礼をする。産神も七日で帰る。

『日本民俗大辞典』(吉川弘文館)

*幾三郎死去に際しては七夜の祝いは行っていないませんが、生まれてすぐ亡くなった貞乗童女の七夜祝いは次の通りです。

○(享和三年閏正月廿六日)七夜、昼森勘次郎夫婦・桑原平之丞を招く、勘次郎母儀を招候へとも不被来、森熊之進母を招く、段々世話二成故也、尊母并世話いたし具候者一兩人招く也、尊母も不來也

(同日頭書) 尊母祝儀/銀沓封 四匁/さかな 一籠/同日夜/繪 かわいい・大人・木くらげ/吸もの 鯛・□/小付飯/かうのもの/酒/ひたしもの/さしみ かわいい(後略)

◇ふめくり:病名と思われませんが、辞書にもなく不明です。

◎六月二日

◇尊(又は樽 じょく):しきもの。しとね。また、ふとん。ねじこ。「尊を払う」は床上げのこと。

◎六月五日

◇二川清記:

(ふたかわせいき)

二川家は元足輕の家でしたが、勲功を重ねて士籍に編入され、清記の祖父の代には用人本役まで昇進しました。

二川直之丞……文化12(1815)奥詰③94B23(清記)
二川清記……文政2(1819)奥小姓③84A1
文政12(1829)目付③67B29
天保7(1836)大目附③48B18
天保8(1837)大小姓頭③44B9
天保10(1839)用人③42A22
弘化4(1847)年寄③38B27
④84A1, 91A4

高橋新一編『芸藩朝要』人名索引

改革派の攻勢 ベリー米航を機に、守旧派政権への不満が一挙に噴出して急速に改革派が結成された。彼らは守旧派の失政を批判し、政権を奪取して財政を改革し、もって軍備の充実をはかるうとしたのである。改革派は、番方藩士を中心として形成されていた。すなわち黒田圖書(御旗奉行、四〇〇五)・辻勘三

郎(のち将曹、御持弓筒頭、一二〇〇石)・石井雄之助(御番頭石井大膳一五〇〇石の養子)などが中心であり、これに儒者の金子徳之助や阪田丈之助・増田平太夫ら加わっていた(『芸藩志』第三十三)。それはベリー米航を機として番方の職掌からくる軍事的な危機意識から発していた。彼らは広島藩における軍制改革の先駆者であり、同じく財政の窮乏、藩政の不振を憂うる家老浅野遠江(三原城主)と連絡をとり、上田主水・浅野豊後の三家老連名になる建白書を作成し、藩庁政権の交替を要求した。これを在江戸の青山分家茂長(のちの長調)・泰栄夫人(斉肅の正室)と連絡をとり、茂長を通して斉肅に秘密裡に提出した。

建白書を受け取った斉肅は在江戸年寄二川清記に下問した。二川は今中丹後の党類ではなかったが、温和主義をとって果敢の処置を言しなかった。このため安政元年(一八五〇)正月にいたり、今中丹後・横山十介はともに要路を去ったが、転役に処罰には至らなかった。その後の人事には、改革派からは藤田新五郎(のち兵庫)が年寄役に任ぜられたのみであり、新しく年寄役に任ぜられた者の多くは用人よりの昇格であって、従来の藩政要路者の任命コースが踏襲されたにすぎず、人材の非常な抜擢とはいえなかった。

こうして改革派の政権争奪計画は見事に失敗し、以後、年寄上座の生田筑後を中心として藩政が運営され、在江戸年寄の二川清記によって江戸用向が処理されることとなった。

改革派と生田派の確執 翌安政二年(一八五〇)六月二川清記が病死すると、生田筑後の権威はいっそう増大した。生田は、家中と領内にたびたび節儉を呼びかけたが、財政整理・武備増強までには至らなかった。安政元年六月、生田筑後は浅野遠江に対し広島藩債の整理(後略)

『広島県史』近世2

*二川清記は弘化四年(一八四七)に年寄に昇進して以来、江戸詰の年寄として活躍しました。しかし、広島県史にもあるように、嘉永六年の改革派による三家老建白書に関して藩主浅野齐肃から下問された際に温和主義を採り、改革派の諸士を登用しませんでした。こうして二川死去後の生田筑後の政権下では根本的な改革は行われなかったため、三家老が相談して浅野遠江から生田へ九か条の要求書を突きつけますが、採用されませんでした。このため安政二年二月に浅野遠江が単独で二度目の藩主建白書を提出することになり、騒動となっていきました。

○廿八日、己丑、晴れ。朝涼し。午暑し。「小兒夜前も終宵（しゅうしよう）通氣

これ無し。「朝松本三珠来診。何分むずか（難）しき趣に申す也。良伯は夜前より詰め切り呉れる也。「例時出勤、夕九つ半時退く。「他三郎今朝大用・小水とも

真（まこと）に聊か通氣これ有り候らえども、何分真の通氣立ち候にもこれ無きよう相見え、危篤の次第に候らえども、啼（な）き声の能き処少々頼りこれ有り。今一思案尽くし

試し度く候に付き、三宅春齡へ成りとも見合わせもらい度き趣良伯申し聞く。最

早入らざる事とは存じ候らえども、男子の事ともこれ有る故、小倉甚右衛門を頼み、迎え

申し遣し候処、夕方来たり見合わせくれ候らえども、格別異考もこれ無く、危篤の趣

申し聞き候也。「木野一馬歎び入来。酒を出す。同方より他三郎を祝し

帷子（かたびら）地・紅絹（もみぎぬ）ひも（紐）とも酒切手・赤小豆飯（あかあずきめし）贈らる。「近隣其の外歎び・見舞

等彼是来客これ有り。石井後室・長老室等、並びに榮作妻格別に世話なり。

【頭書】廿八日、「仏護寺本堂普請、去る文政年中よりの事にこれ有る処、此の節漸く屋根下地程出来（しゅつたい）に至り、一昨廿六日より今日迄三日の間入仏供養これ有り。殊の外賑わしく候の由也。

76頁

○廿九日、庚寅、晴れ。向暑強し。「他三郎夜前も終宵苦啼（くてい）。

今朝に至りては大いに衰弱見ゆる也。「松本良伯今日も終日詰め切り、種々

心配を尽くし呉れ候らえども効これ無し。夕同人弟三珠来診。「夕水谷又左衛門殿

お出で。酒を出す。「夜万之進泊り呉れる。「他三郎極夕は甚だ不出来（ふでき）の

様子にこれ有る処、尚又居り合い候らえども、何分追々衰弱也。

○卅日、辛卯、晴れ。暑し。「他三郎夜半後より只様（たださま）陽脱（ようだつ）

至る。今晝眠るごとく絶續（ぜつこう）に及ぶ。天かな命かな。凡そ六つ時前の事也。

「右の趣今朝紙面を以て同役へ案内申し遣わす。三日遠慮の儀申し

達する也。「木野・水谷・辻藤川等へ知らせ遣わす。近隣格別懇ろ中（ねんごうちゅう）程へ

口上にて知らせ遣わす。「大島五兵衛・長喜三他・小倉甚右衛門・石井寿兵衛・

岩崎良之進・平野藤吉郎等来たり、何かと見合わせくれる。「丹羽庄司方へ

はおしげ遠慮掛かりに付き、木野の口上にして知らせ遣わす。「近隣其の外

悔み・吊い彼はこれ有り。木野・水谷より使い来たる。「渡辺雅登も早速来たり、

少々見合わせ呉れる也。「妙慶院へ家来より納所（なつしよ）宛ての紙面にて、右小兒

死去の趣知らせ遣わし、且つ今晚六つ時葬送、**秀山智英童子墓**

77頁

所へ合葬に致し度き旨も申し遣わす。それぞれ承知の返答也。尤も水児の事故
至つて手軽に取り計い候趣も申し遣わす也。「**御門**通し並びに**不浄門**明けの義

長喜二太を以てお目付へ案内に及ぶ也。「出入の者武八郎・庄八・利作・

庄助・国蔵等世話いたし、並びに供にも参りくれる。平次郎此の間以来兎

角(とかく)夜中難儀致し候に付き、家来代り武八郎参り呉れる也。「寺納物・供列

等は**貞乗童女・貞玄童女**君等の例に仍(よ)つて取捨を加え、申し値(あ)い治

定いたす也。「夜六つ時半ごろ出棺、何れも滞り無く相済む。「森岡

弟婦今晚万之進伴い帰る。去ル廿五日夜より今日迄逗留、大方ならざる世話に

預る也。「同役初め切り紙知らせは出さず。尤も**御家司**中は此の節留守中也。

「**芳雲殿**今日お二七日(ふたなのか)に付きお茶遊はされ候由にて、牡丹餅(ぼたもち)一重ね頂戴

仰せ付けらる也。尤もお請けは遠慮中故申し出ず。

【**頭書**】「卅日／寺納物／一銀貳両 作善(させん)料／一銀貳匁 卒都婆(そとば)料／初七日一

匁／**七本塔婆**・四十九日 五分ずつ／一二匁 家来へ穴掘料／右家来より納所(なつしよ)宛て目録書

にて持たせ遣わす也。／行列／**白張釣燈**(しらはりちようちん) 一人／**色掛け棺** 持ち手一人／手

提げ釣燈持ち支配人 一人／上下着／**仮問**(かりもん) 持ち 一人／以上／**惣容代香**は右支配人

へ一拜にて焼香申し付ける也。／「他三郎法名／**義純童子**

79頁

六月 大

○朔日、壬辰、快晴。「予遠慮の処、お構いこれ無きに付き

勝手次第出勤候よう思し召しの旨渡辺雅登より紙面にて申し来たる。

お受け返書差し出す。「例時出勤、夕八つ時過ぎ退く。「今日**七夜(しちや)**に候らえども、

遠慮中故祝義差し延べる也。「朝妙慶院へ平次郎代参申し付ける也。

「石井寿兵衛・同老室・松本良伯・三宅吉左衛門・松本良伯(ママ、重複)・岩崎

良之進・松尾善三郎・野口唯藏・渡辺内室等入来。「**幾三郎**

午前(うままえ)より度々腹痛にて難儀いたし候に付き、夕方松本良伯を迎え、診を乞う。

全くふめくりの事と申し、薬を投じ、腹暖治等致しくれ、大便通に

相成る。腹痛者速やかに治る。石井老室見舞い入来。

○二日、癸巳、雲出る。蒸氣甚し。「幾三郎今日は大いに快方也。

「松本良伯来診。「夕方木野伯母君お喜代を連れお出で、お宿り成らる。

「家小今日湯浴み(ゆあみ)、**蓐(じよく)**を払う也。「石井老室・吉本恒之丞・山田多喜登・佐藤益之丞・三宅内外・石井老室(ママ、重複)・八木藤弥入来。

80頁

「旦那様石風呂御入治今日迄にて済ませらる。愈々(いよいよ)御相応遊ばされ候由。恐悦奉り候也。「妙慶院へ平次郎参らす也。

○三日、甲午、曇り、風有り。蒸氣強し。「朝素説所へ出

席。それより出勤、九時半時過ぎ退く。「森仙太郎・檜垣捨次郎・星野

幸次郎・高木唯一悔やみ入来。「大杉屋半右衛門先の頃三島屋

喜一郎一件の謝(しや)由来る也。「今朝お奥にて

出衛様お側(そば)女中志津安産。御男子様御誕生成らる也。出

勤中お奥に於いて老女迄恐悦申し上げる也。「木野伯母君・お喜代夕方帰る。

○四日、乙未、晴れ。向暑。「例時出勤、夕八時過ぎ退く。

「松本良伯来診。「藤川毎登殿・菅多久馬・長束茂兵衛・上野

彦三郎・渡部卓爾・丹羽庄藏・石井寿兵衛入来。「妙慶院

へ明後六日初七日に付き法事の義、並びに明夕弟子一人来たり、内仏にて回向(えこう)

の義頼み遣わす。承知の返答申し帰る也。

○五日、丙申、晴れ。向暑甚し。「朝御多門内へ何かとの返礼に

行く。「松本良伯来診。幾三郎いよいよ快。大分気軽に相成る也。

81頁

「午後お奥へ伺い旁々(かたがた)罷り出る。御小兒様お名進じられ候恐悦老女まで

申し上げる也。「夕妙慶院弟子仙成(せんじょう)来たる。内仏にて読経(どきょう)。跡にて茶

漬け・酒を出し、布施を引く。「近隣彼は世話に成り候方角へも茶

漬けにて振る廻(ま)い度く候へ共、真(まこと)の水兒の儀、殊に当時の事にもこれ有り候故、

一円に其の義致さず候也。「お年寄**一川清記(ふたかわせいき)**殿江戸以来の大病にて、

お供の外は先にお戻しにて、矢張り御帰城御当日帰着これ有る由の処、

兩三日前物故、今日披露これ有り候由也。「家来平次郎義先達て以来

不快、とかく快これ無し。全く瘡疾(きやくしつ)の趣にて毎夜難儀致し候容子(ようす)にて、

下宿を願ひ候故、今晚下宿を許す也。

【頭書】五日 / 「此の度御誕生の御小原様御名(みな) / 釧之進(はちのしん)殿 / 右は出衛様御幼
名を進じられ候也。 / 「お信殿にも今日より左の通り御改名成られ候由也。 / お卓殿 / 五日夕 / 皿 酢
和会(すあえ) / すめ(澄め) / 汁 椎茸・結い干瓢(かんぴょう) / 飯 / 香物(こう
もの) / 平 紅切り・からし / 酒肴 / くずに(葛葱) / 八寸 玉ふ(麩)・しい茸 / 平鉢 こんにゃ
く・さし身 / 猪口 からし酢 / 布施 五分

○六日、丁酉、晴れ。向暑厳也。「朝妙慶院へ代参田中美五郎

を頼む。法事中詰め呉れる也。石井寿兵衛・小倉甚右衛門・平野藤吉郎

法事前後参詣これ有る由也。「例時出勤 夕八つ時前退く。「朝御乗馬へ出る。

「今日豇豆(ささげ)飯を製す。先達て格別世話に成り候左の方角へ贈る也。

辻 森岡 石井 岩崎 長 渡辺室 三宅室

右の外柴作方へも遣わす也。其の外出入の者へは多葉(多葉粉カ)代として

82 頁

五分ずつ遣わす也。永野武二郎・お手回り庄助・小回り利作・同庄八・小人国藏・

小回り弥十。尤も中にて利作は朝より世話に成り候故人分遣わす也。

○七日、戊戌、晴れ。暑甚し。「土用入り也。「朝弓術出る。

「素読所益読に付き出席。夫れより出勤。今日より出勤全く五つ半時に相成る也。

九つ時過ぎ退く。「西向寺へ家来これ無く 参詣能わざる也。「松本良伯来診。

「桑原盛藏人来。「夜長晝三日来詣。

【頭書】七日「土用

○八日、己亥、晴れ、朝曇り。甚だ暑し。「朝砲術へ出る。

「御用向きにて召させられ 御館へ出る。「午後渡辺雅登申し合ひ、鉄砲教放

いたす。「夕お烏お相手に出る。「岩崎常介見舞い入来。

「辻清人此の間内不快の由に付き見舞いに下女を遣わす。最早快方の由也。

此節漸屋根下地

程出来二至、一昨

廿六日今日迄三日

之間入仏供養

有之、殊之外賑敷

候之由也

詰切呉る也、「例時出勤、夕九半時退、「他三郎今朝大用・小水とも

真二聊通氣有之候得共、何分真之通氣立候ニも無之様相見

危篤之次第二候得共、啼声之能処少々頼有之、今一思案尽

試度候二付、三宅春齡江成とも見合もらい度趣良伯申聞、最

早不入事与者存候へ共、男子之事とも有之故、小倉甚右衛門を頼、迎

申遣候処、夕方来見合くれ候へ共、格別異考も無之、危篤之趣

申聞候也、「木野一馬歎入来、酒を出ス、同方他三郎を祝し

帷子地・紅絹ひもとも酒切手・赤小豆飯被贈、「近隣其外歎・見舞

等彼是来客有之、石井後室・長老室等、并二栄作妻格別二世話

なり

○廿九日、庚寅、晴、向暑強、「他三郎夜前も終宵苦啼、

今朝二至而者大ニ衰弱見ゆる也、「松本良伯今日も終日詰切、種々

心配を尽し呉候へ共効無之、朝同人弟三珠来診、「夕水谷又左衛門殿

御出、酒を出ス、「夜方之進泊呉る、「他三郎極夕者甚不出来之

様子二有之処、尚又居合候へ共、何分追々衰弱也

○卅日、辛卯、晴、暑し、「他三郎夜半後方只様陽脱

至、今晚如眠絶續二及、天哉命乎、凡六時前之事也、

「右之趣今朝紙面を以同役へ案内申遣、三日遠慮之儀申

達る也、「木野・水谷・辻・藤川等へ為知遣、近隣格別懇中程へ

口上二而為知遣ス、「大島五兵衛・長喜三太・小倉甚右衛門・石井寿兵衛・

岩崎良之進・平野藤吉郎等来、何角見合くれる、「丹羽庄司方江

者おしけ遠慮掛二付、木野之口上ニして為知遣ス、「近隣其外

悔・吊彼是有之、木野・水谷方使来ル、「渡辺雅登も早速来、

少々見合被呉也、「妙慶院へ家来方納所宛之紙面二而、右小兒

死去之趣為知遣し、且今晚六時葬送、秀山智英童子墓

所へ合葬ニ致度旨も申遣、夫々承知之返答也、尤水兒之事故

至而手輕ニ取計候趣も申遣也、「御門通し并不浄門明之義、

長喜三太を以御目付江及案内也、「出入之者武八郎・庄八・利作・

庄助・国藏杯世話いたし、并二供も參與る、平次郎此間以来兎

角夜中致難儀候二付、家来代武八郎参くれる也、「寺納物・供列

等者貞乘童女・貞玄童女君等之例ニ仍而取捨を加、申値治

定いたす也、「夜六時半比出棺、何も無滞相濟、「森岡

弟婦今晚方之進伴帰ル、去ル廿五日夜方今日迄逗留、不大方世話二

預也、「同役切紙知せ者不出、尤御家司中者此節留守中也、

「芳雲殿今日御二七日二付御茶被遊候由二而、牡丹餅一重頂戴被

目録書二而為持遣也

行列

白張釣燈 老入

色掛 持手 老入

棺 手提釣燈持 老入

支配人 上下着 老入

仮門持 老入

以上

惣客代香者右

支配人へ一拜二而

焼香申付る也

「他三郎法名

義純童子

仰付也、尤御請者遠慮中故不申出

六月 大

○朔日、壬辰、快晴、「予遠慮之処、御構無之二付

勝手次第出勤候様思召之旨渡辺雅登方紙面ニ而申来、

御受返書差出、「例時出勤、夕八時過退、「今日七夜ニ候得共、

遠慮中故祝義差延る也、「朝妙慶院へ平次郎代参申付也、

「石井寿兵衛・同老室・松本良伯・三宅吉左衛門・松本良伯・岩崎

良之進・松尾善三郎・野口唯蔵・渡辺内室等入来、「幾三郎

午前方度々腹痛ニ而難儀いたし候ニ付、夕方松本良伯を迎、診を乞、

全ふめぐり之事与申、薬を投し、腹暖治等致しくれ、大便通ニ

相成、腹痛者速ニ治、石井老室見舞入来

○二日、癸巳、雲出、蒸氣甚、「幾三郎今日者大ニ快方也、

「松本良伯来診、「夕方木野伯母君於喜代を連御出、御宿被成、

「家小今日湯浴、蓐を払也、「石井老室・吉本恒之丞・山田

多喜登・佐藤益之丞・三宅内外・石井老室・八木藤弥入来、

「旦那様石風呂御入治今日迄ニ而被為済、愈御相心被遊候由、

奉次悦候也、「妙慶院へ平次郎為参也

○三日、甲午、曇、有風、蒸氣強、「朝素読所へ出

席、夫方出勤、九半時過退、「森仙太郎・松垣権次郎、星野

幸次郎・高木唯一悔入来、「大杉屋半右衛門先之頃三島屋

喜一郎一件之謝之由来也、「今朝御奥ニ而

出衛様御側女中志津安産、御男子様御誕生被成也、出

勤中於御奥老女迄恐悦申上ル也、「木野伯母君・お喜代夕方帰ル

○四日、乙未、晴、向暑、「例時出勤、夕八時過退、

「松本良伯来診、「藤川每登殿・菅多久馬・長東茂兵衛・上野

彦三郎・渡部卓爾・丹羽庄蔵・石井寿兵衛入来、「妙慶院

江明後六日初七日ニ付法事之義、井明夕弟子一人来、内仏ニ而回向

之義頼遣、承知之返答申帰ル也

○五日、丙申、晴、向暑甚、「朝御多門内江何角之返礼ニ

行、「松本良伯来診、幾三郎弥快、大分気軽ニ相成也、

「午後御奥へ伺旁罷出、御小兒様御名被進候恐悦老女まで

申上ル也、「夕妙慶院弟子仙^成来、内仏ニ而読経、跡ニ而茶

漬・酒を出入、布施を引、「近隣彼是世話ニ成候方角江も茶

五日

「此度御誕生之

御小兒様御名

釵之進殿

右者

出衛様御幼名

を被進候也

「於信殿ニも今日

方左之通御改名

被成候由也

於卓殿

五日夕

皿酢和会

すめ

汁 椎茸
結かん瓢

飯

香物

平 紅切
からし

酒肴

八寸 玉ふ
くすに
しゐ茸

平鉢 こんにやく
さし身

猪口からし酢

布施 五分

七日

「土用

漬ニ而振廻度候へ共、真之水兒之儀、殊^ニ当時之事ニも有之候故、

一円ニ其義不致候也、「御年寄ニ川清記殿江戸以来之大病ニ而、

御供之外者先ニ御戻しニ而、矢張御帰城御当日帰着有之由之処、

両三日前物故、今日披露有之候由也、「家来平次郎義先達以来

不快兔角快無之、全瘡疾之趣ニ而毎夜難儀致候容子ニ而、

下宿を頼候故、今晚下宿を許也

○六日、丁酉、晴、向暑殿也、「朝妙慶院へ代参田中実五郎

を頼、法事中詰呉ル也、石井寿兵衛・小倉甚右衛門・平野藤吉郎

法事前後参詣有之由也、「例時出勤、夕八時前退、「朝御乗馬江出、

「今日豈豆飯を製、先達而格別世話ニ成候左之方角江贈也

辻 森岡 石井 岩崎 長 渡辺室 三宅室

右之外栄作方江も遣ス也、其外出入之者江者多葉代^(粉脱カ)与して

五分ツ、遣ス也、永野武八郎・御手回庄助・小回利作・同庄八・小人国蔵・

小回弥十、尤中ニ而利作者朝方世話ニ成候故八分遣ス也

○七日、戊戌、晴、暑甚、「土用入也、「朝弓術出、

「素読所会読ニ付出席、夫方出勤、今日方出勤全五半時ニ相成也、

九時過退、「西向寺へ家来無之参詣不能也、「松本良伯来診、

「桑原盛蔵人来、「夜長喜ニ太来話

○八日、己亥、晴、朝曇、甚暑、「朝炮術江出、

「御用向ニ而被為召、御館へ出ル、「午後渡辺雅登申合、鉄炮数放

いたす、「夕御弓御相手ニ出ル、「岩崎常介見舞入来、

「辻清人此間内不快之由ニ付、見舞ニ下女を遣ス、最早快方之由也

大の月・小の月

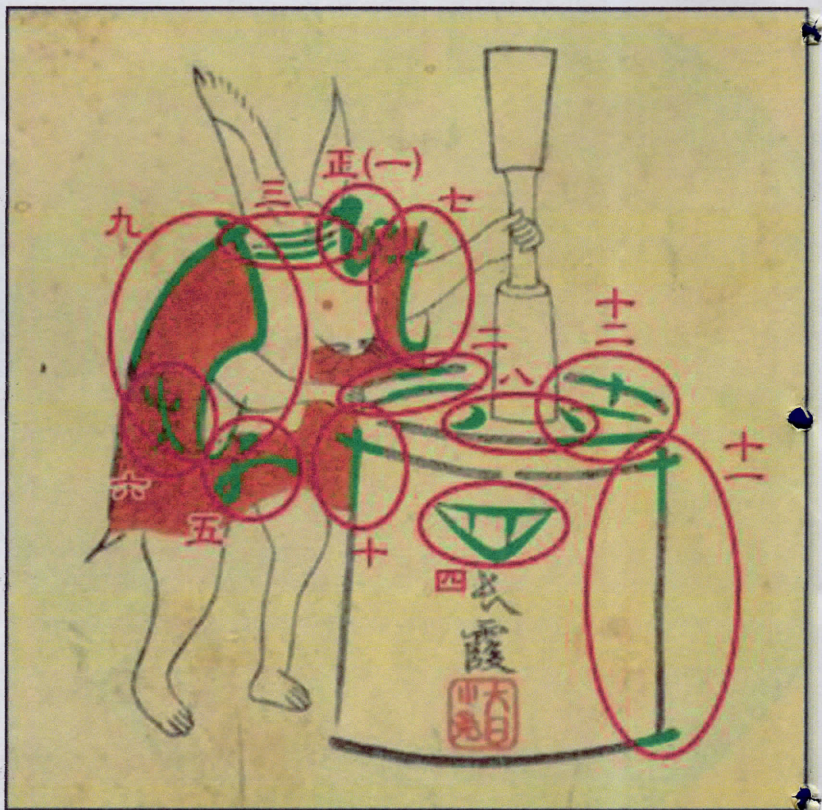
現代の様に七曜（月火水・・）が有るわけでもなく、例えば、休みは一と六の日と言うように決めていたので、暦としては月末払いの商習慣などから、月の大（三十日）小（二十九日）さえ分かれば良かった。そうしたことから月の大小を絵や文字の中に折込み楽しむことが江戸中期を中心に流行しました。

大小の配列や閏月は年により変わるので、月の大小を見るだけで大小対照表を見る事により年号まで突き止めることが出来ます。

左図は慶応三年の大小歴です。此の用紙下半分を隠して謎解きをしてみて下さい。

ヒント:

白の下部に印が有り、「大白小兎」と書いてあります。



慶応三年 丁卯

白の中に大の月

二・四・八・十・十一・十二

兎の中に小の月

一・三・五・六・七・九

(国立国会図書館HPの「日本の歴史」中に此のクイズ・他が有ります。)